

令和5年 第11回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和5年11月13日(月) 午後1:30~3:30
2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (0人)
5. 会議書記 事務局主事 服部 獨
6. 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名について
 - 日程第2 諸般の報告について
 - 日程第3 議案第26号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 日程第4 議案第27号
農地法の適用外証明関係事務処理要領の制定について

(令和5年第11回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、4番下村委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第11回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には3番坂根委員並びに9番橋端哲美委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	日程第3議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。 受付番号第31号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。 議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。今回の案件は賃貸借が1件、使用貸借が1件となります。農地の所在面積等は議案に記載のとおりですので補足説明をいたします。 4ページをお開きください。 受付番号第31号についてご説明いたします。 耕作者は申請地以外にも周辺にまとまった農地を耕作しており、経営規模拡大及び農作業の効率化を図るため、両者によって契約を調整し、申請されたものです。 議案、農用地利用集積計画の写し、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第31号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を2から番佐藤哲委員報告を求めます。
事務局	議案第26号受付番号31号について現地調査の結果を報告します。 以前はほかの耕作者へ相対契約で貸し付けを行っていましたが、経営規模拡大を考えていた耕作者へ農地中間管理機構を通して貸し付けするものです。

	現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題ないと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより採決いたします。 受付番号第31号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって受付番号第31号は原案のとおり決定しました。 次に受付番号第32号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	8ページをお開きください。 受付番号第32号についてご説明いたします。 所有者は村外に在住し、今まで親戚に貸していたが、労働力不足のため耕作者へ農作業の効率化を図るため意申請されたものです。 議案、農用地利用集積計画の写し、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第32号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番荻沢委員から報告を求めます。
事務局	議案第26号受付番号第31号について現地調査の結果を報告します。 耕作者は申請地の近隣に農地を所有し、他の耕作者へ貸し付けを行っているが、今後農作業の効率化を図るため申請されたものです。 現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告といたします。
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第32号を原案のとおり、承認することにご意義ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって受付番号第32号は原案のとおり決定しました。 次に、日程第4議案第27号農地法の適用外証明関係事務処理要領の制定について

	<p>を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>11ページをお開きください。</p> <p>議案第27号農地法の適用外証明関係事務処理要領の制定についてご説明いたします。</p> <p>この事務処理要領は登記簿上の地目が地目が農地について、農地法の適用を受けない旨の証明を行うにあたり必要な事項を定めるものです。</p> <p>農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合には、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであり、このような土地を農地台帳の正確な記録の確保が図られないため、農地に該当するか否かについての判断を行い、現況にあった農地台帳の整理等を行うことを目的としています。</p> <p>証明事務の流れは、所有者から14ページの様式第1号の申請書を農業委員会へ提出、農業委員会・農地利用最適化推進委員・事務局で現地確認を行い、総会で議決後申請者へ証明を通知します。</p> <p>適用外証明の範囲は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 天災等の不可抗力により復旧困難な土地 (2) 法令により転用制限の例外とされている土地 (3) 既に農地法所定の許可を得ている土地 (4) その土地が農地以外となってから20年以上経過し、農地として復旧することが著しく困難と認められる土地とします <p>本案は、総会で議決を得たのち、令和5年12月1日より施行するものとします。</p> <p>以上で議案第27号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第27号を原案のとおり、承認することにご意義ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第27号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和5年第11回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 11月 13日

議 長 日向 將行

署名者 坂根 克也

署名者 橋端 哲美